

＜対象事件＞ 環境対策に関する財務事務の執行について

＜選定理由＞ パリ協定を契機に本格化した、世界の国や自治体、企業などにおける地球温暖化対策の取組は、より加速していくことが見込まれる。また、開発や気候変動などによる生態系への影響が懸念されるとともに、途上国における急速な都市化と人口増加に伴う大量生産・大量消費による世界的な廃棄物の増加や、食料や資源の獲得競争の発生も懸念されることである。県においては、2005年に「自然の叡智」をテーマとした愛知万博、2010年には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）、2014年には持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議といった3つの国際イベントが開催された。また、県は、愛知県環境基本条例に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第5次愛知県環境基本計画」を策定し、環境対策に取り組んでいることである。しかし、環境関係指標のうちの1つである温室効果ガス総排出量について県の推移を見てみると、基準年度（2013年度）比で3.5%減少にとどまっている。このことから、県の環境対策事業の効果を、さらに高めることが期待されていると言える。環境に関する問題は、県民の生活に直接関係することとなるため、県民の関心も高く、環境対策事業を検証することは意義があるものと考えられる。以上のことから、環境対策事業に関する財務事務について、法規性及び3Eの観点から幅広く検討することは県にとって有意義であると考え、テーマとした。

＜指摘・意見＞ ※ 今回の監査では、法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考えられる【指摘】に該当する事項は検出されなかった。報告書では、法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項を【意見】(29件)とし、本紙ではそのうち主な意見について記載した。なお、文末の括弧内の数字は報告書の該当ページを指す。

【環境対策と経済社会との全体最適について】（総論）

○ 従来は、環境保全と経済発展は対立する概念であるとの捉え方が一般的であった。しかし、近年は環境保全と経済発展の同時達成による持続可能な社会への新たな展開を図ることが重要だと考えられるようになってきている。環境保全と経済発展の統合的解決は決して容易ではないが、持続可能な社会の実現の観点から経済・社会分野への影響を考慮したバランスのある施策が重要である。今後は、行政のみならず、事業者、県民などの幅広い意見を集約するとともに、情報共有をより一層進め、一体となって解決していくことが望ましい。また、中小企業が環境への取組を行うのは、ノウハウ不足もあり、大企業に比べて容易ではない。この点、県は中小企業向けの支援策を講じてきているが、より充実したものにするには、中小企業とコミュニケーションをとり、中小企業にどのようなノウハウが不足しているのかについて県が把握することが望ましい。これについては、例えば商工会議所などと連携して中小企業の取組状況や意見を把握し、事業に反映させることが考えられる。今後は、様々な中小企業の実態を見据えた支援策を充実させ、県内企業のさらなる活性化につなげることが望ましい。(42ページ参照)

【補助事業の対象部門について】（環境局地球温暖化対策課）

○ 県では2018年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、2030年度の県内の温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減することを目標としている。ここで、家庭部門においては、住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助、運輸部門においては、先進環境対応自動車導入補助という補助金の制度があるが、産業部門や業務部門に対する補助事業が存在していない。総排出量26%削減という目標達成のためには、各部門がバランスよく削減を進めていく必要があり、産業部門や業務部門においても補助事業の導入を含めた削減策を検討することが望ましい。全世界的な流れとして、環境に配慮した行動が強く求められるようになってきている中で、環境に配慮することは、事業者自身のビジネス上の競争力向上にもつながる。そのため、関係する他局とも連携されたい。(46ページ参照)

【課税免除の効果測定について】（環境局地球温暖化対策課）

○ 地球温暖化対策その他の環境対策を推進する観点から次世代自動車の普及を促進するとともに、県内における次世代自動車の需要の拡大を通じて自動車産業の活性化を図るため、2012年から電気自動車（燃料電池自動車を含む）及びプラグインハイブリッド自動車に対する自動車税種別割について県独自の課税免除制度を導入している。しかし、事業目的の効果測定のために、特段の追加的な分析を実施していない。次世代自動車の新規登録台数の把握に加え、例えば課税免除を実施していない県との比較を実施するなど、詳細に分析することが望ましい。(59ページ参照)

【先進環境対応公用車の構成割合、導入割合の目標について】（環境局地球温暖化対策課）

○ 一般公用車への先進環境対応自動車の導入を率先的に推進するとともに、最新型の燃料電池自動車を導入し、日常業務や環境学習への活用を通じて、その優れた環境性能の普及啓発を行うため、愛知県一般公用車導入計画（目標2020年度）では、①一般公用車における次世代自動車等先進エコカーの構成割合を2020年度までに40%、②一般公用車における次世代自動車の導入割合を2020年度までに60%との目標を設定していたが、実際には①30.1%、②35.8%であった。今後は、率先的な導入という目的を達成するための施策を実施することが望ましい。(72ページ参照)

【産業廃棄物の不適正処理件数について】（環境局資源循環推進課）

○ 廃棄物処理法によれば、事業者が産業廃棄物を運搬又は処分する場合には、政令の定める産業廃棄物の処理基準に従い、適正に処理しなければならない。不適正処理件数は、下表のとおり、2013年度以降徐々に減少し、2017年度及び2018年度は200件半ばまで減少したものの、2019年度及び2020年度は大きく増加している。しかし、その増加要因は分析されていない。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
不適正処理件数	435	464	474	433	281	310	259	267	360	400

まずは、その増加要因について分析することが望ましい。次に、分析した要因ごとに、不適正処理件数を減少させるための対応策を検討することが望ましい。(98ページ参照)

【次期最終処分場の計画について】（環境局資源循環推進課）

○ 2019年度末における県内の廃棄物最終処分場の残存容量は7,330.2千 m^3 であり、現状の埋立状況が続くと仮定すると、残余年数は16.3年と試算されている。なお、残余年数については、残存容量及びその年度における県内での廃棄物最終処分量により算出されることから、下表のとおり廃棄物最終処分量の変動に応じて、年度によって変動する。

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
残余年数	19.6	15.1	13.6	11.3	10.3	14.2	12.9	16.3

ここで、県は、廃棄物最終処分場の建設完了までには、環境影響評価に3年程度、処分場建設に3年程度、地元との調整等を合わせると計10年程度を要すると見込んでいるが、公共関与による次期最終処分場については、現時点において候補地の選定を開始していない。廃棄物最終処分場設置には長期間を要すること及び、残余年数は年度によって変動があることから、早期に調査検討に着手し、計画的に進めていくことが望ましい。(103ページ参照)

【単独処理浄化槽設置基数の精緻な把握について】（環境局水大気環境課）

○ 生活排水を処理する浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と台所や風呂等から排水される生活雑排水をし尿と合わせて処理できる合併処理浄化槽の2種類がある。このうち、単独処理浄化槽は生活雑排水を処理しないまま放流してしまうため、身近な水路や河川・海などの汚れの主原因となっていることから、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ早期に転換することが重要となっている。このような中、2019年度の都道府県別の単独処理浄化槽設置基数を見ると、本県は全国1位である。また、県は浄化槽設置基数を管理するため、浄化槽管理台帳を作成しているが、2019年6月の浄化槽法改正まで、浄化槽から下水道への接続記録を県が入手する権限がなかったこと等から、現在の台帳は精緻なものとなっていない。浄化槽法が改正されたことに伴い、2020年度から県で行っている台帳の精査業務により、まずは浄化槽の設置状況を適切に把握し、次に精緻に把握された家庭や店舗、事業所等における浄化槽の状況を基に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する取組を効果的に実施することが望ましい。(110ページ参照)

【その他】

- 先進環境対応公用車導入における市町村との連携について（環境局地球温暖化対策課）
市町村別の先進環境対応公用車保有比率は、次世代自動車1.8%～39.1%、次世代自動車等先進エコカー5.1%～100%と大きなバラツキがあるが、当該データについて特段の分析を実施していない。導入が進んでいない市町村及び導入が進んでいる市町村の事例を分析する等して、県内の市町村が保有する自動車の次世代自動車化についても、指導的役割を發揮することが望ましい。(76ページ参照)
- 災害廃棄物処理に関する図上演習の出席状況について（環境局資源循環推進課）
県は、災害発生時に廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、市町村等の職員を対象として伝達訓練、図上訓練等の模擬訓練等を実施している。しかし、2017年度から2020年度の市町村職員の図上演習について、連続して欠席の市町村が複数あった。演習は近隣市町村担当者との顔合わせ及び情報共有の場も兼ねている。演習に参加していない場合は、万一被災した場合に適時適切な災害廃棄物の処理を行うことができない恐れがある。可能な限り、図上演習への参加を促し、開催方法を検討することが望ましい。(89ページ参照)
- 環境対策貸付金利子補給金制度の見直しの必要性検討について（環境局環境政策課）
県は、公害を防止するために必要な施設の設置などを促進し、良好な生活環境を保全するために、愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金【環境・省エネ】）の融資を受けた事業者のうち、県が適当と認めた公害防除対策のための施設整備等を実施した事業者を対象に、返済時の金利負担の一部を金利補給している。2010年度は116件の交付があったが、金利の減少等を背景に2020年度は1件の交付にとどまっている。このことから、制度の見直しや制度の必要性について検討することが望ましい。(119ページ参照)
- 用紙購入量について（環境局環境活動推進課）
県は、県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）において、事務事業における環境負荷の低減に取り組んでいるが、「用紙購入量」に関しては、削減目標であるマイナス6%に反して、基準年度（2014年度）よりむしろ4%増加している。目標を達成できていない部局及び要因について、データ等を用いて分析を行い、改善策を検討することにより、翌年度以降の業務につなげることで、削減目標を達成していくことが望ましい。また、当該取組を行うことにより、経費削減にもつながることから、経費削減に関してもモチベーションとして取組を進めることが望ましい。(121ページ参照)